

Clear Sky サポーターロゴマーク使用規程

(制定) 令和元年 6 月 6 日付 31 環改計第 140 号

(目的)

第 1 条 この規程は、Clear Sky サポーター登録規程(令和元年 6 月 6 日付 31 環改計第 140 号。以下「登録規程」という。) 第 8 条第 1 項の Clear Sky サポーターに登録された事業者、自治体、研究機関及び特定非営利活動法人等の団体(以下「事業者等」という。)が同規程第 9 条第 2 項において Clear Sky サポーターロゴマーク(以下「ロゴ」という。)を使用する場合の取扱いについて、必要な事項を定めることを目的とする。

(定義)

第 2 条 ロゴとは、Clear Sky サポーターロゴマーク使用マニュアル(以下「使用マニュアル」という。)に定める東京都(以下「都」という。)が制作した図案及び文字列並びに使用フォントをいう。

(通則)

第 3 条 ロゴの使用については、本規程に定めるもののほか、東京都著作権取扱要綱(平成 10 年 7 月 10 日付 10 財管総第 50 号)及び東京都産業財産権等取扱要綱(平成 16 年 6 月 29 日付 16 財財総第 132 号)に定めるところによる。

(ロゴの著作権等及び利用許諾)

第 4 条 ロゴの使用に関する一切の権利は、都に帰属する。

- 2 Clear Sky サポーター登録事務局(以下「事務局」という。)は、登録規程第 4 条の規定による Clear Sky サポーター登録申請をロゴ使用に関する利用申請とみなし、登録規程第 8 条第 1 項に基づく Clear Sky サポーター登録を完了した時点で、当該申請者に対しロゴ使用に関する利用許諾を与えるものとする。
- 3 ロゴの使用に係る利用許諾期間は最初に利用許諾を得た日から原則 1 年間とし、都からの通知がない限り、1 年を単位として自動的に更新されるものとする。
- 4 本規程による利用許諾は、使用者がロゴの一部又は全部を独占して使用する権利を付与するものではない。

(使用目的)

第 5 条 ロゴは、Clear Sky サポーターの認知度を向上させる目的で使用するものとする。

(使用の範囲)

第6条 ロゴは、登録規程第8条第1項の Clear Sky サポーター登録証明書の交付を受け、本規程第4条第2項の利用許諾を受けた者が使用できるものとする。

2 ロゴの使用目的又は使用方法が次の各号のいずれかに該当する場合は、ロゴを使用することができない。

- 一 法令又は公序良俗に反し、又は反するおそれがある場合
- 二 都の信用を失墜し、又は品位を害すると認められる場合
- 三 第三者の利益を害すると認められる場合
- 四 特定の個人、団体、法人（都を除く。）若しくは商品等を支援し、若しくは推薦し、又はこれらを行うおそれがあると認められる場合。ただし、第1条に規定する目的の実現に特に資すると事務局が認める場合はこの限りではない。
- 五 商標法施行令（昭和35年政令第19号）別表に掲げる商品及び役務の区分の第35類及び第37類のうち本規程別表に掲げる役務の標章として使用する場合
- 六 特定の政治的、宗教的又は思想的主張を表現したものに関する使用と認められる場合
- 七 風俗営業等の規制及び業務の適正化等に関する法律（昭和23年法律第122号）第2条に規定する営業又はその広告等に利用される場合
- 八 第5条の使用目的に鑑みて不相当であると認められる場合
- 九 その他、都が不相当であると認める場合

(使用上の遵守事項)

第7条 利用許諾を受けた者は、ロゴの使用に当たり、次の各号に掲げることを遵守するものとする。

- 一 本規程、登録規程及び使用マニュアルを遵守すること。
 - 二 利用許諾を受けたことによるロゴの使用の権利を第三者に譲渡し、転貸し又は継承しないこと。
 - 三 第三者がロゴを不正に利用できないよう適正な管理を図ること。
 - 四 ロゴの使用によって発生した知的財産権及び都が提供したロゴデザインに係る素材又は製作物を第三者に譲渡し、又は転貸しないこと。
- 2 ロゴをホームページに使用する際、他者が不正に使用できないように対策を講じること。

(使用料)

第8条 ロゴの使用料は、無償とする。

(報告及び調査)

第9条 都は、ロゴの使用者（以下「使用者」という。）に対して、ロゴの使用状況につい

て報告を求め、又は必要な調査を行うことができる。

2 前項の規定により報告又は調査を求められた者は、これに応じなければならない。

(利用許諾の取消し等)

第10条 都は、利用許諾を受けた者が次の各号のいずれかに該当する場合は、利用許諾を取り消すことができる。

- 一 Clear Sky サポーターの登録の取消しを受けた場合
- 二 第6条第2項各号のいずれかに該当するに至った場合
- 三 第7条に規定する遵守事項に違反した場合
- 四 その他本規程のいずれかの条項に違反した場合
- 五 その他使用許可の継続が不相当であると都が認めた場合

2 都は、前項に規定する取消しを行った場合は、当該取消しを受けた者に通知する。

3 第1項の規定により利用許諾の取消しを受けた者は、利用許諾取消の日から使用対象物にロゴを使用することはできない。

4 都は、利用許諾の取消しを受けた者に対して、利用許諾の取消しを受けた使用対象物等について回収等の措置を命ずることができる。

5 都は、第1項から前項までの規定により、利用許諾の取消しを受けた者に生じた損害について、一切の責任を負わない。

(利用許諾を受けずにロゴを使用した場合の差止め等)

第11条 都は、本規程に基づき必要な利用許諾を受けずにロゴを使用したものについて、直ちにその使用の停止を請求する。

(経費等の負担)

第12条 都は、本規程及び登録規程による Clear Sky サポーターの登録及びロゴの使用に係る経費及び役務を負担しない。

(非保証・免責事項)

第13条 都は、本規程によりロゴを使用した使用対象物等についてその品質等の保証責任を負わない。

2 ロゴは、使用者が利用許諾を受けたロゴの使用内容について、都が正確性、適法性を保証するものではなく、使用者がロゴの使用を行うことが第三者の権利等を侵害しないこと又は法令等に抵触しないことについて何ら保証するものではない。

3 ロゴは、使用者及び使用対象物について都が推奨を行うものではない。

(賠償責任等)

第14条 都はロゴの使用に伴って使用者に生じた損失又は損害について一切の責任を負わない。

- 2 使用者は、ロゴの使用に伴い事故又は苦情が発生した場合は、使用者の責任をもって処理するものとし、都は、それに関する一切の責任を負わない。
- 3 使用者は、ロゴの使用対象物等の瑕疵により第三者に損害を与えた場合は、使用者の責任をもって処理するものとし、都は、それに関する一切の責任を負わない。
- 4 使用者は、ロゴの使用において故意又は過失により都に損害を与えた場合は、これによって生じた損害を都に賠償しなければならない。
- 5 都は、前二項の規定に違反する使用者又はロゴの権利を侵害すると認められる者に対し、必要な措置を行うように命ずるとともに法的措置をとるものとする。

(管轄裁判所)

第15条 本規程に定める事項に関して裁判上の紛争が生じたときは、東京地方裁判所を第1審の専属的合意管轄裁判所とし、準拠する法律は日本国の国内法、使用する言語は日本語とする。

(規程の改定)

第16条 本規程は、都により、事前の通知なく必要に応じて改定される場合がある。

- 2 都が、本規程を改定した場合は、既に許諾を行った使用に関しても、変更後の Clear Sky サポーターロゴマーク使用規程を適用する。
- 3 本規程の改定により事業者等に不利益が生じたとしても、都は一切の責任を負わない。

(所管)

第17条 ロゴの取扱いに係る事務は、都及び事務局が所管する。

(その他)

第18条 本規程に定めのない事項については、都が判断するものとする。

附則 (令和元年6月6日付 31 環改計第 140 号)

この規程は、令和元年6月6日から施行する。

別表（第6条関係）

区分	類似群 コード	商 品 / 役 務
第 35 類	35K02	織物及び寝具類の小売又は卸売の業務において行われる顧客に対する便益の提供
		被服の小売又は卸売の業務において行われる顧客に対する便益の提供
		おむつの小売又は卸売の業務において行われる顧客に対する便益の提供
		履物の小売又は卸売の業務において行われる顧客に対する便益の提供
		身の回り品の小売又は卸売の業務において行われる顧客に対する便益の提供
	35K03	飲食料品の小売又は卸売の業務において行われる顧客に対する便益の提供
		加工食料品の小売又は卸売の業務において行われる顧客に対する便益の提供
	35K08	電気機械器具類の小売又は卸売の業務において行われる顧客に対する便益の提供
	35K10	薬剤及び医療補助品の小売又は卸売の業務において行われる顧客に対する便益の提供
		化粧品・歯磨き及びせっけん類の小売又は卸売の業務において行われる顧客に対する便益の提供
	35K14	運動具の小売又は卸売の業務において行われる顧客に対する便益の提供
第 37 類	37A01	建設工事
	37A02	建設工事に関する助言
	37A03	建築設備の運転・点検・整備
	37G02	建築物の外壁の清掃，窓の清掃，床敷物の清掃，床磨き